

第十講 シュメール人の国家社会論 (3) : 文献史家からの批判と提唱

レポート講評：多くのレポートが神殿領に言及し、都市領＝神殿領とする説であると指摘していた。もう少し丁寧なレポートだとダイメルによって提唱され、教皇庁に保管されていた会計文書を基とし、定期割り替え地を特徴とするマルク共同体論の影響を受けているという説明が付与されている。さらに詳しいレポートだと神殿領の構造に目を向け、土地は直営地と保有地、小作地から成ると記述し、初期王朝期の末期に世俗権力である王の篡奪が行なわれ、ウル第三王朝期には神殿領と並んで私有地が発生し、続くイシン・ラルサ時代になると神殿領は完全に解体してしまうと、時系列上の変化を書くものもあった。さらには古典学説がマルクスのアジア観とは全く相いれないという点を指摘するものもあった。全体としては良く書けていたのではないかな。

5. ノモス国家論

ディアコノフ

自由市民共同体を提唱

国王国土総有制を否定

王による土地売買や贈与の証拠

神殿領以外の共同体所有地は私有地

住民を国王隷属民と共同体自由民に分ける。

都市共同体の自治機関

長老会・市長・市民集会・共同体裁判所

神殿領・・・500～1000 平方キロ

共同体所有地 (私有地)・・・2000～2500 平方キロ

6. デスポティズム論

中原与茂九郎

en=lúgal=ensí・・・デスポット

ジェムデト・ナスル期に出現・・・最初からデスポット体制

unkin-gal → en

宮廷 (é-en) 経済

廷臣 (tiru)

職人 (giš-kin-ti)

奴隸

集団労働組織の長 = 軍事組織の長

nubanda — ugula — šub-lúgal

数百名指揮 43 名指揮 erin/ bir